

再入学について

1. 再入学できる研究科・専攻および課程

全研究科全専攻，博士前期課程および博士後期課程および専門職学位課程

2. 出願資格

(1) 神奈川大学大学院学則第31条の規定に基づき，第38条により退学した者及び第39条第1項第3号により除籍された者で，元の研究科・専攻・課程・年次に再入学を希望する者。

(2)〔博士前期・後期課程〕単位修得状況等から退学又は除籍前の在学期間を算入して学則第24条に規定する最長在学年限以内にその課程の修了が見込まれ，かつ指導教授として研究を指導する教員の内諾を得た者。

〔専門職学位課程〕単位修得状況から退学または除籍前の在学期間を算入して学則第24条に規定する最長在学年限以内にその課程の修了が見込まれる者。

3. 選考方法

(1) 退学または除籍後5年以内の者は，書類選考とし，必要があれば面接を行います。

(2) 退学または除籍後5年を超える者は，書類選考及び面接を行います。

4. 出願期間

2月中旬（ただし，土・日曜日は除きます。），6月中旬（ただし，日曜日は除きます。）

5. 教育課程表の適用

再入学者には，退学または除籍時の教育課程表が原則として適用されます。

6. 既修得単位の認定等

再入学者に対しては，退学または除籍前に修得した単位の全部又は一部を認定します。